

「横浜市中学校給食に係る愛称作成業務委託」特定結果

横浜市中学校給食に係る愛称作成業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定しました。

1 件名 横浜市中学校給食に係る愛称作成業務委託

2 委託内容 中学校給食の愛称作成

3 契約予定者 株式会社ミート

4 契約日 令和6年1月31日

5 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社ミート	492	1
株式会社タウンニュース社	457	2
株式会社フログカンパニー	350	3

6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和6年1月19日(金) 9時30分～11時55分 市庁舎18階 みなと9
評価委員の出席状況	評価委員人出席(定足数6/6)
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

6 問い合わせ先 教育委員会事務局健康教育・食育課 TEL:045-671-4635

**「横浜市中学校給食に係る愛称作成業務委託」
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

評価項目		評価の着眼点	配点				
			A	B	C	D	E
業務実施体制	専門性・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称などネーミングの分野について、十分な専門性を要しているか ・過去に類似の業務実績があり、本業務でもノウハウなどを活かすことができるか 	30点	24点	18点	12点	6点
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか ・当該委託業務を行う上で、十分な人員体制が確保できているか 	10点	8点	6点	4点	2点
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組等	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）、障がい者雇用に関する取組（※2）がされているか。</p> <p>※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得等があります。</p> <p>※2 障がい者雇用に関する取組とは、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。</p>	5点	4点	3点	2点	1点
提案内容	現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市が目指す中学校での全員給食（デリバリー型）について、横浜市の現状や中学校給食の魅力や価値を理解しているか ・効果的なターゲットを設定できているか ・中学校給食（デリバリー型）における本業務の役割について理解しているか 	15点	12点	9点	6点	3点
	愛称作成の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称を使ったブランディングの重要性を理解している ・愛称を作る際、給食（商品）そのものだけでなく、給食の価値や給食ができるプロセスなど多角的な視点で愛称を作成することができるか ・中学校給食の現状を踏まえた企画となっているか ・親しみやすく魅力的でターゲットに訴求する愛称の作成が期待できるか ・愛称の広がりが期待できるか 	30点	24点	18点	12点	6点
	生徒とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒を巻き込むことの重要性を理解しているか ・生徒と円滑にコミュニケーションを取りながら業務を進めることができるか ・生徒の声を愛称作成に生かすことが期待できるか 	10点	8点	6点	4点	2点
合計			100点				

- 1 評価はA～Eの5段階評価とする。
 - A 特に優れている
 - B 優れている
 - C 普通
 - D やや不十分である
 - E 不十分である

- 2 評価点について、次のように配点を行う。
配点に $A = 5/5$ 、 $B = 4/5$ 、 $C = 3/5$ 、 $D = 2/5$ 、 $E = 1/5$ を乗じて算出する。

- 3 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。
なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。

- 4 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。